

総合資源エネルギー調査会

基本政策分科会 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会（第9回）

省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会（第16回）

合同会議

日時 平成28年6月7日（火）10：00～12：10

場所 経済産業省 本館17階 第1－3共用会議室

議題 F I T制度見直しの詳細制度設計等について

再生可能エネルギーの導入拡大に向けた施策の方向性について

1. 開会

○山地委員長

それでは定刻になりましたので始めたいと思います。本日は2つの小委員会の合同会合ということです。1つは総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会もとの再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会（第9回目）、それから省エネルギー・新エネルギー分科会の新エネルギー小委員会（第16回目）の合同会合でございます。ご多用中のところご参加いただきありがとうございます。

昨年の夏、新エネルギー小委員会の取りまとめを受けまして、再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会を設け、F I T法の改正に向けた議論を続けてまいりました。今般、ご存じのように改正F I T法が成立しましたので、今後の新たな法的枠組みのもとでの再生可能エネルギー導入促進のあり方について、制度の詳細設計もございますし、またF I T以外の総合的な施策のあり方、そういうものを一体的に議論するというところで、2つの小委員会の合同開催とさせていただきます。

それでは、まず事務局から資料の確認をお願いいたします。

○松山新エネルギー対策課長

それでは本日の資料について確認いたします。配付資料一覧にございますとおり、本日は議事次第としまして2つの資料を準備してございます。加えて参考資料が4つございます。委員の名簿、座席表等、お手元のほうに、乱丁、落丁等含めましてございましたら、お知らせいただければと思います。

○山地委員長

資料はよろしゅうございますでしょうか。

そうしますと、プレスの方の撮影はここまでということでございますので、よろしくお願いいたします。傍聴は可能ですから座っていただければと思います。

2. 議事

F I T制度見直しの詳細制度設計等について

再生可能エネルギーの導入拡大に向けた施策の方向性について

○山地委員長

それでは早速、議事に入りたいと思います。議題は、「F I T制度見直しの詳細制度設計等について」、これは事務局より資料1に基づいて説明していただきます。

またその後、次の議題、「再生可能エネルギーの導入拡大に向けた施策の方向性について」、資料2でございますが、これの説明を連続して行っていただいて、その後、両議題まとめてご討議ということにさせていただきたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○松山新エネルギー対策課長

それではご説明させていただきます。本日は資料がたくさんございますので、かいつまみながらご説明に入りたいと思います。

先ほど委員長のほうから、ご報告いただきましたように、新エネ小委員会、そして制度改革小委員会でご議論いただきました内容を踏まえまして、F I T法の改正法案を先の国会のほうに提出させていただきまして、去る5月25日に国会で成立、6月3日に公布されたところでございます。来年の、基本的に4月1日の施行に向けて準備を進めていくわけでございますが、まずはこの場を借りてこれまでの審議に対して御礼申し上げたいと思います。

きょう、この場は、それを踏まえまして今後の進め方ということでご議論をいただければと思っておりますが、まずちょっと法律の中身を、参考資料を使って簡単にご説明いたします。

参考資料1というもので、今回成立いたしました改正F I T法の中身をまとめたものがございます。横長のパワーポイントの資料でございますけれども、これまでのこの両委員会での審議の中にごございましたように、バランスのとれた導入ということ、そしてコスト効率的な導入ということ、そして電力システム改革を生かした形の導入の拡大ということ、この3つの視点のもとで、大きく3点の改革の中身、すなわち認定制度そのものを見直していくと。

これは左側でございますような未稼働案件という問題を軸といたしまして、事業の実施可能

性を確認した上で新たな認定制度に移行すると。これに伴って、未稼働でありました案件については稼働を促し、そうでないものについてはもう一回やり直しというような仕組みに変えていくと。

あわせてこの2ポツで書いてございますけれども、事業の実施中に長期安定的に発電していただくような保守・点検のあり方、設備撤去を含めた遵守のあり方、地域との共生、もろもろの遵守義務というものを法律に盛り込んで、長期安定的に確実な、そして地域とも調和のとれた導入ができていくような仕組みをつくらせていただいたところでございます。

右側のほうの3、4のところは、今度は買取価格に関する部分でございまして、コスト増大の懸念に対して、よりコスト効率的な導入を促していくための中長期的な価格目標の設定、これを踏まえて買取価格の設定ということ。そして、事業用太陽光を対象として念頭に置いてございますけれども、入札制の導入。さらには、導入がまだ進んでいないリードタイムの長い電源については、数年先の認定案件の買取価格まで提示するという仕組みの導入。こういったコスト効率的な、そしてリードタイムの長い電源の導入促進のための買取価格の制度ということが2つ目。

そして電力システム改革との兼ね合いで申し上げますと、5ポツ、右下のところでございますようなシステム改革を踏まえまして、買取義務者を、小売事業者から送配電事業者に変更いたしまして、最大限の買い取りができるような、そしてその上での融通が可能なような仕組みに変えたところでございます。

これは広報が非常に重要なところでございますので、先の改革小委員会、4月1日の会合でもこの内容をご報告したところでございますが、施行に向けて、参考資料2とございます。

特に発電事業者の方々にとりましては、まだ接続契約がとれていない、特にそういう方々でございますが、失効のリスクがあるわけでございますので、しっかりとした周知が重要だということは両委員会の中でもご指摘いただいているところでございますので、5月25日にこの周知活動を開始したところでございます。今月から全国各地で説明会、広報活動も進めていこうと思っておりますし、また先生方にもいろんな場で、そういう機会を捉えまして、広報にもお力を貸していただければと思っている次第でございます。

参考資料3として、その中ではさまざまよくあるQ&Aのようなものもつけてございます。いろんなまたアイデアを頂戴しながら、この広報活動を進めていきたいと。また電力会社の皆様方の間でもしっかりとした協力、連携のもとで、しっかりとした失効に向けて準備を進めていきたいと考えているところでございます。

さて、きょうの議題の中身に移らせていただきます。資料を2つご準備してございます。

1つは資料1、詳細制度設計、これは今回の改正法案を受けまして、基本的に省令事項が中

心になりますけれども、この詳細設計を急いでつくって、パブコメの後、公布していく必要がございます。4月1日の会合で、一度大きな枠組みについてはご議論いただいたわけですが、そのご議論を踏まえて詳細の案をお示ししたのが今回の案でございます。

これと合わせまして、来年度の予算要求、もしくは制度の運用、さまざまな施策を合わせ講じていかなければ実際の魂はこもってこないわけございまして、この辺のさまざまな施策の方向性を資料2としてご準備しているところでございます。

順にご説明してまいりたいと思います。まず詳細設計、資料1のほうでございます。

ページをめくっていただきまして、1ページのところで大きな目次、認定関係、系統関係、減免、RPSとございます。こういう項目について、個別の論点をちょっとご紹介してまいりたいと思います。

2ページ目、まずその運用の中で、認定制度の中で系統接続の契約を確認するということが、今後、新認定の中では入ってまいります。その際に系統の接続契約を待って認定の手続をそれから始めるということになってしまいますと、プロセスがなかなか進まないということでございますので、お示ししています案は、接続契約の締結の有無にかかわらず認定を申請できると。まだ接続契約の申請の前でもプロセスを始めて、同時並行で進めていくことによって全てが終わって、認定の審査が終わっていけば、接続契約書の写しが提出され次第、認定ができるというような仕組みにして、手続の迅速を図ってはどうかというような案でございます。こういう方向で進めていければと考えております。

なお、接続契約の支払い期限について申し上げますと、以前の新エネ小委員会の議論を踏まえまして、現在の運用では、接続契約後1月以内の支払いということを原則としてございます。ただ、この接続契約と認定の順番がこれまでと変わってまいります。認定が後ろになった場合、手続が延びてしまう可能性がございますので、その場合は電力会社の間協議によって、認定取得から1月以内であれば期限を延長することができるというような運用方針ではどうかというのがここでの案でございます。

次に3ページをごらんいただけますでしょうか。こちらは現行制度下で認定をしたけれども、接続契約に至っていない案件についての経過措置規定が設けられているわけございまして、来年の4月1日の施行日までに接続契約が締結されれば、みなし認定として新制度の認定が受けられるという仕組みにしてございます。

ただこの場合、系統接続に長期間を要する共同負担での募集ルールというのがございますが、このプロセスに入っている場合は、これはプロセスが進行中でございますので、プロセスが終了するまではこの手続の適用、いわゆるもう認定が消えてしまうということは猶予するという仕組

みになってございます。論点としましては、これがどのタイミングまで行っていれば、この系統プロセスというところに入っているというふうに認定できるかどうかという問題でございます。

プロセスの標準的なフローをごらんいただきますと、下のところで、①、②、③と赤い枠で囲ったところで、事務局の案としては左側の①としたところがよいのではないかと思うわけですが、対象エリアを決定する募集プロセスの開始した時点、もしくは募集要領が公表された時点、応募受付が実際なされた時点と、右に行けば行くほど厳密になっていくわけでございます。

ただ一方で、募集プロセスが開始されますと、広域機関などで募集開始されますと、そのエリアにおいて暫定的に系統容量が確保されることに概念的にはなるわけでございます。実際のところ、応募がなければ、その案件についてはもうだめになっちゃうわけでございますので、入り口については、一番左にございますような募集プロセス開始の公表がされていることをもって、猶予期間設定のプロセスに入ったんだというふうにしてよいのではないかというのが事務局の案でございます。

次に4ページをごらんいただけますでしょうか。今回の法改正の中で一つの大きなテーマが未稼働案件の防止と価格の適正化というお話だったわけですが、新認定制度に移行してもなお唯一残る問題、唯一ではないのかもしれませんが、価格もしくは稼働との関係で申し上げますと、運転開始、発電の開始と認定の時期との時間のずれ、もしくはどれぐらいかかるかということについてどう担保していくかというお話でございます。

前回4月1日の改革小委員会の中でもこの論点は提示させていただきまして、基本的にはここについては一定の期限を設けていくべきだということで、おおむねご理解を頂戴したかと思っております。今回はその具体的な案としてお示ししているところでございます。

すなわち運転開始まで長期間要する場合に、買取価格設定の際の想定コスト、実コストの乖離が生じるわけございまして、国民負担の抑制、そして早期の運転開始ということを促すFIT上の制度を設けることにしてはどうかと思っております。

ですので、一定の合理的な期間内に運転開始することを求めることとし、対象としましては、例えばことしの8月1日、要は省令の公布後すぐにと趣旨でございますけれども、その段階で接続契約を締結し始めるそれ以降の案件について適用対象として、新しいルールを適用しているかどうかと思っております。

対象の電源としましては、左のところの箱の中にもございますけれども、こういう価格の下落が引き続き続いております太陽光発電を対象とします。期限についてはいろいろと事業者の方からヒアリングをしまりました。住宅用太陽光というのは、大体1年もあれば全て動くものは

動いてございます。さまざまなものがさまざまな事情で動かないものもございますが、これはもういつまでたっても動かないものでございまして、大体1年が目安かなと。

一方、事業用太陽光でございますが、規模によって相当違う部分はございますが、低圧案件ですと数カ月から半年ぐらい、特高メガソーラーの案件で1年から2年程度というのが大体ヒアリングした結果でございます。

左下のところで事業用の年限、なかなかいいデータがとれませんが、報告徴収、聴聞でとったデータでございますが、これは今の設備認定からの時間軸でございまして、接続契約時、いわゆる新認定の認定時からの時間軸というデータがございませんでした。設備認定でとってでも、全体では大体6割ぐらいが2年以内に運開をしてございます。

大体事業者のヒアリングから見ましても、2年ぐらいあれば大体のところ動くようなのが相場であるということを考えますと、そして太陽光のパネル、大体5%、10%の下落率があるということ、これらのトレンドで考えていきますと、これぐらいの3年というのが一つの目安にできるのではないかと考えてございます。

その上で、運転開始が期限を過ぎた場合の対応を右上の真ん中のところに書いたところでございますが、事業用について申し上げますと、その期間を過ぎますと、一定の収益といいますか、売電益というのが減っていくメカニズムにしたらよいのではないかと考えてございます。

一つの考え方としては、3年後からスタートするわけでございますので、3年後のそこから20年と。要は、認定から23年がお尻としまして、幾らそこから後、動いていっても、一番お尻のところは変わらずに、だんだん買い取りの期間が短くなっていく。これが一つの案でございます。

これに相当するような形で、買取価格を落としていくというのも案としてあろうかと思えます。具体の詳細のところは調達算定等委員会のほうで最終的には決めていくことになるわけでございますが、3年という期限を過ぎた後、全部失効とぼんっと消してしまうというのものもあるわけでございますが、何かしらかの形で、売電メリットということがだんだん減っていくというようなメカニズムを導入してはどうかというのがここでの考え方でございます。

これに対しまして住宅用太陽光、1年たってというところでございますけれども、大体、非常に短いサイクルで動くものでございます。整理といたしましては、一旦認定を切った上で、再度認定申請をしていただければ取得は容易でございますので、次の認定につけかわっていくというような形の仕組みにしてはどうかというふうに考えてございます。

なお、このルールに伴いまして、土地・設備の確保に関しまして、認定時に証書を提出するのに270日間猶予するというルールがございます。現行ではいきなり全部ぼんっと失効させるというルールにして、円滑な実施ということを促してきたわけでございますが、実施するスキーム

が今回確保されたことから、需要に応じて取り消すことができるというような仕組みに変更してはどうかと考えてございます。

また、価格の下げ方ということにつきましては、パネルが変更されると新たな認定に移行するというので、パネル変更による価格変更のルールというものを運用してきたわけですが、ここについてもこの運開期限、それ以降の発電、買取価格の下げ、もしくは期間の短縮ということを受けまして、新たな制度のもとではこの旧来のルールは適用しないという方向でどうかというふうに考えてございます。

ここまでの主要な論点でございまして、5ページ以降はその上で運用ルールについて、もうちょっとご説明してまいりたいと思います。

5ページ、みなし認定案件の取り扱いについて、これは確認的な内容でございますけれども、これはみなしで、従来の非認定案件についてもみなし認定がされるわけですが、新法の中における遵守義務、メンテナンスですとか、設備撤去ですとか、もろもろのものは、みなされる以上は新認定の認定を受けるわけでございますので、その中での規律は受けていただくということを考えてございます。

その際は当然のことながら事業計画の認定でございますので、必要な書類は提出いただく必要はあるわけでございます。もちろん認定自体にその手続が必要なわけではございません、みなしでございますので。ただ、一定の期間、6カ月とさせていただきますけれども、その期間内に必要書類の提出を求めていきたいと考えてございます。

くって6ページ、こちらでも確認的な事項のご説明になりますけれども、審議会でまとめた後、いろいろな場面でご説明をし、そして国会の中でもご議論いただく中で、FIT法の現行の5条の中で接続義務の規定がございまして、それを受けて優先給電のルールが定められておりました。この5条がなくなることによって、再エネの接続義務、優先給電が担保できないのではないかというご懸念、ご指摘を多数いただいたところでございます。

ここについては国会の場でも何度となくご答弁させていただいているところでございますけれども、そういうことがないようにしていきたいと思っております。すなわち、接続義務に関しましては、従来より電気事業法に基づきまして、全電源に対するオープンアクセス義務が、先の電事法の改正に基づきまして整備されているところでございます。ですので、この左の箱の中にございますけれども、現行の1項の1号、2号といったところは、現行の電事法17条4項で対応し、接続義務が担保されています。これを受けて、電事法の23条、27条という担保の規定ももろもろ置かれてございますので、ここも問題ない部分です。

そして指定電気事業者制度ですが、出力制御のルールといったものが、現行の1項の3号と

いうところをベースに省令で定められているわけですが、ここの部分も新法の新省令の中で全て同様の内容を規定する予定にしております。ですので、従来と同レベル、同内容の内容が、新制度のもとでも確実に担保される仕組みにしていく予定でございます。

次、7ページ、こちらは出力制御の話でございます。前回の制度改革小委でもお示ししましたけれども、出力制御については公平性の担保のルールを整備していく予定でございます。

新エネ小委の中でも、そして改革小委の中でもご議論、ご提起いただきましたけれども、出力制御を物理的になかなかやるのが難しい、もしくはより効率的にやるときに経済的な調整ができないだろうかということについて、具体的な運用ができるかどうか、これからいろいろと検討していくわけですが、こういった物理的な出力制御ではないけれども、全体としての系統安定化のための出力の制御、コントロールがうまくいくための措置にご協力いただくということについては、省令上、認定の事項として規定していきたいと思っております。

次に8ページ、こちらが送配電買取移行に伴う小売事業者への引き渡し方法でございます。これも改革小委員会の報告書をそのまま、その考え方に基づいて省令として規定していくつもりでございます。1項と書かれております市場経由の引き渡し、これを原則とした上で、よく地産地消型で進んでおりますような、2項の上のほうの供給先固定型でございますけれども、発電者と小売の方々の間で取引契約が結ばれている案件、相思相愛型と呼んだりしておりましたけれども、この案件についてもこういう引き渡しができる。そのときは約款を出していただくということになるわけですが、供給ができるということ。

さらには一番下でございますように、市場が存在していない離島のケースですとか、市場が存在しても使えないような事態が生じたケース、こういった場合についても供給約款の供給メニューの一つのアプローチとして、これが引き渡し方法として位置づけられる形にしていきたいというふうに考えてございます。

省令事項としてきょうご提示しますのはここまでございまして、9ページは電力多消費産業に対する賦課金減免措置の見直しの部分でございます。

法律の中で国際競争力維持・強化の制度趣旨の徹底、省エネの取り組みを確認し、その上で減免率の設定を可能にするということで制度設計をさせていただいたところでございます。今後、どのような形で省エネが求められていくかということについての基準を省令で定めていく必要がございますし、また、その業種ですとか、その省エネの取り組みの状況に応じて、どういう減免率になるかということを政令で定めていくことになります。

ただ、このあたりはもう少し省エネの実態、事業の実態ということをよくお話をお聞きし、調査しながら進めていく必要があるかと思っておりますので、それをまた整理し次第、制定整

備に向けて取り組みを進めていきたいと考えております。

あと、その他事項が10ページにございます。この両委員会に直接ご議論をお願いすることになるわけではないのかもしれませんが、例えば左側でございます価格関係、入札関係、この後、調達算定委のほうでご議論いただいて、経産大臣のほうで定めていくことになるものでございます。

また、右側の送配電買取関係について言いますと、先ほどの卸供給約款の提出時期及びその際の審査基準、モデル約款等々も定めていきますし、発電計画、インバランスについての議論、さらには卸市場を経由する場合のF I T電気表示の話、このあたりは電力システムの関連審議会、委員会のほうをメインとしまして議論を進めていきたいと考えてございます。

最後、その制度改革の関連で言いますと、11ページ、改革小委員会、その前の新エネ小委員会の中でもR P Sの取り扱いについてはご議論いただきまして、基本的にはもう廃止する方向で取り組みを進めるということでご了解を頂戴しているところでございます。

その上で、具体的に今回決めてお示ししますのは、これから5年間で廃止を進めていくということにしたいと思っております、現行が29.3億kWhという義務量でございますので、これをリニアにだんだん減らしていくという形で、平成33年度までの経過措置廃止の段階を経ていくことにしたいと思っております。

また、その際に、R P Sにするのか、F I Tのほうを適用するのか、これについてはどちらでもとれるような形にして、再エネがしっかりと定着していくことが重要でございますので、移行が可能なような仕組みとしていきたいと考えてございます。

資料1についてはここまでの説明になります。

続きまして資料2のほうに説明を移らせていただきます。こちらは各電源、5電源を中心といたしまして、今後の施策の方向性をお示したものでございます。

くって3ページ、ごらんいただけますでしょうか。まず我々どういう方向に進んでいくべきか。これはまさに新エネ小委員会の中で重ねてご議論を頂戴してきたところでございますけれども、最終的にはF I Tを通じて導入拡大を進めて、その上でコスト低減を進めていって、将来的にはF I T制度から卒業して、日本の社会に定着していく再エネをつくっていくことが恐らく我々の共通の目標なんだと思っております。

そういう観点から考えますと、長期間にわたって低コストで安定的に発電し、社会・経済を支える電源となるように育てていく視点がとても重要かと思っております、この下の絵で描きましたけれども、横断的な対応として、経済的な支援措置としてのF I T制度をやっていく。受け入れる枠組みとしての電力システムのあり方について検証して前進させていくという横断的な取り

組みと、きょうまきにご議論頂戴したいわけですが、電源ごとにさらにそれぞれが入るための自立化に向けて、ポストF I Tということを念頭に置きながら、これを実現していくための課題、その課題の解決策ということを皆で考えながら前に進んでいくことが重要なんだと。

これを進めていく中で、今、幾つかの電源があるわけですが、電源それぞれの中で、そして電源それぞれの間で競争を重ねていき、最終的に長期に発電し、自立化する、ポストF I Tでちゃんと定着していく電源をつくり上げていくということが、新エネ小委員会、そして改革小委員会でご議論いただいた基本的な考え方かなと思い、改めて整理したところでございます。

こういう考え方に基づきまして、それぞれの電源についてちょっとお示ししたいと思います。

5ページ、太陽光発電でございます。現状をまず整理いたしますと、急拡大、特に事業用太陽光が拡大しているわけございまして、国民負担の増大、不十分な設計・メンテの問題、さらに立地地域とのトラブル、もろもろの問題が顕在化しております。

そういう中で、地域と調和した形で導入され、F I Tが終わった後、ポストF I Tの時代を見据えて、安定的に発電を継続し、早期にF I T制度によらない自立的な導入が拡大できるように促していくことが非常に重要な課題なのかなと思ってございます。

F I Tの対策を今回打ちました。これに加えて考えていくと、まず一つは高コスト構造の課題を分析して、いかにこれを克服していくかと。これは大きな問題だと思っています。そして長期に発電を継続していくというための制度面、もしくは体制面、これを確立していくことが課題だと。担い手がいないと継続が続いていかないということかと思っております。

そして我々、政策を組んでいく立場からしますと、未来の太陽光の姿を描いていくということが非常に重要なことかと思っております。その際には新エネということだけではなくて、Z E H、V P Pといったエネルギーシステム、家づくり、もろもろの視点と複合的に見た形での絵姿を描いていくことが重要かと思っております。

もうちょっと個別に申し上げます、6ページ。低コスト化、発電コストの問題です。

現在のコスト、残念ながら日照条件の近似するヨーロッパと比べましてもまだ2倍の発電コストです。今回のプロセスの中でいろいろ調べて、大変興味深い事実がわかってまいりましたのは、2010年の時点、右下ごらんいただきますと、わずか5年前の時点で、日本とヨーロッパのシステム費用はほとんど変わらない数字にございました。これが、その後の競争の進展、F I Tの運用の問題、もろもろの中で、今、倍の差が開いているということ、いかにもう一度キャッチアップして、競争力のある体質につくり上げていけるかどうか。このあたりを業界の皆様方、そして研究者の皆様方のお知恵を頂戴しながら、課題の解決に取り進めていくべきだというふうに思っております。

具体策はこれからさまざまやっていくわけですが、現時点で行っていること等々を中心に説明してまいります。

7ページ、一つは低コスト化、パネル、パワコン等の周辺機器、維持・管理、廃棄といったそれぞれの要素コストを下げていくという部分でございます。NEDOのほうで、現在、21円/kWhというものを、20年に14円、30年に7円という目標を立てているわけですが、しっかりとした野心的な目標を立てつつ、これを具体化できていくような研究開発をしっかりと進めていくということが鍵だと思っております。これは引き続き継続していきたいと思っております。

次に8ページ、日本の大きな課題というのは、この左下のグラフでございますように、工事費・架台の費用というコストが国際的に見て異様に高いという部分でございます。倉庫から出したときのコストが安くても、工事を重ねていく中でコスト高になっていくという日本独特の構造というのを、いかに競争を生んで、コスト競争力のある工事、施行業者を育成できるかということとは非常に重要な課題かと思っております。

基本は競争かと思っておりますけれども、これを促す観点から、例えば住宅用でいいますと、システムと屋根のパッケージ化、容易に導入できるような仕組みの開発、架台の標準化等々の取り組みも重要かと思っておりますし、取り組んでいきたいと思っておりますし、事業用でいいますと、もちろん標準化も進めていくことではございますが、優良事例のナレッジマネジメント等を通じまして、競争力のある事業者をいかに生んでいけるかというのが鍵だと思っております。

次に2点目、長期安定発電でございますが、9ページ、まず保守・点検、一定のレベルを確保していくことが重要かと思っておりますので、保守・点検のガイドラインを国と民間で役割分担してつくっていくということです。

続いて10ページ、これの具体的な担い手づくりが重要かと思っております。全国各地に何十万軒もある太陽光発電所を適切なレベルで維持・管理して、将来に向けて基盤としていかなければならないとしたときのこの担い手が各地域にできるかどうか。これが大きな課題、鍵だと思っております。ですので、産業としての基盤をつくっていくための協力を、地方自治体、都道府県、政令都市と例示しましたけれども、地方の皆様方と一緒にやりながらつくっていく。

例えばでございますが、左下に絵で描きましたけれども、地域の太陽光の発電サポート体制、協議会みたいなものをつくるですとか、データベースみたいなものをつくるですとか、アドバイザーの派遣をやりますとか、さまざまな取り組みを進めていってはどうかということがこの案でございます。

11ページ以降、今度はポストFITの絵姿です。先ほど先駆けて申し上げましたけれども、1つは住宅用の姿、ビルの姿、このあたりは、自家消費型の住宅用建物設置というのは、今後と

も国民負担をできるだけ発生せず、ポストF I Tの中でもメリットを生み出し得るものとして、安定的な指標として創出していかなければならないと思っております。

これまで省エネ、新エネ、蓄電池、それぞれの施策として進めてきたわけですが、これを一体的に捉えて、ZEHという家づくり、もしくはビルづくり、地域づくりということができていけないだろうか。ZEHというについて言えば、2020年までにハウスメーカー等の新築戸建住宅の過半数をZEH化するという目標を立ててございます。

こういう目標を立てた導入促進策というのをしっかり打つことによって、太陽光発電の各戸への普及、これを既築へ、さらには中小ビルダーさんへ広がりを持つための広報活動、もしくはパッケージ商品化といったことの取り組みを進めていくべきではないかと考えております。

そして同時に、12ページでございますが、これはエネルギーシステムとして考えますと、太陽光発電設備、蓄電池等のエネルギー設備とともに、ディマンドリスポンス等の需要家側の取り組み、こういうことを含めて、統合的な制御をする仕組みづくりとしての電力事業として広がりを持っていくということも視点として重要かと思っております。

まさに電力の小売自由化がなされている中で、新しい形の電力の供給形態、そのときの供給先、供給元としての電力としての太陽光発電というのが一つの姿として考えられるのかもしれないのかなど。その場合は中心に立つアグリゲーターの役割が非常に大きくなっているわけございまして、さまざまな形で次世代型のシステムの構築に対しての支援を強化していくべきかと思っております。

13ページは、地産地消という言い方がされてございます。その際の考え方でございますが、確かにこの地産地消的なセンスで推進は進めていくべきかと思っております。地域に根差した取り組みは重要でございますが、一方で、この両委員会でも指摘が多々ございますように、電力というものは全国につながって初めてメリットが出てくるという側面もあわせ考えながら、熱と電気の違いということもよく踏まえた推進策、施策というのも考えていく必要があるかなというふうに考えてございます。

こういったものは14ページにお示ししているように、日本にとどまらず、システムのソリューションとして海外に打って出るということも視野に、強い日本の産業として太陽光発電というのを目指していくべきものではないかというのが、ここでのまとめでございます。

次に風力発電、16ページでございます。状況から考えますと、導入の増加はございますが、環境アセスですとか、地元調整等の開発段階の課題が多数存在して、ポテンシャルの制約があるというところでありまして。また、世界的なコスト制御の流れの中で、発電コストが高どまりしているというのが現状かと思っております。

こういう中で、先ほどの太陽光と同様でございますけれども、開発における諸課題について、導入拡大に向けて道筋をつけつつ、コスト競争力を発揮して、将来的にはF I Tから自立化を図っていく。これに向けた取り組みを進めていくということが重要かと思っております。

その意味での環境アセスの迅速化等の事業環境整備、そしてコスト競争力を持てるようにするためのさまざまな施策、そしてポテンシャルを秘めた洋上風力発電の導入に向けた事業環境整備、こういった柱で施策を取り組むべきではないかというのがこの資料でございます。

17ページ、そのときの事業環境整備の一つの課題が、環境アセス、系統対策、地元調整など、各地域ごとに発生する課題への対応です。

総論的な対応、もちろんこれ後でご説明していくわけですが、ものは目の前にあり、それぞれの地域、地域に発生しているわけですので、具体的に導入促進の地域を切って、その地域、地域ごとに地元の関係者、自治体の皆様方、そして国の関係機関、みんな寄り添っていかに解決策が作り出せるか。規制の側面、系統の面、さらには地元貢献策、こういったことを考えていくような協議会的なものを応援する仕組みを何かつけれないかなということを考えています。

この全体のマクロの面というのが18ページで、従来進めてきた施策でございますが、環境アセスの迅速化、これについてはこれまで行ってきた事業、これからも続いていくわけですが、その成果物について、どうやったら手戻りなく、効率的にアセスができるのかということガイドラインのような形でまとめ、提示していきたいと思っておりますし、最終的にはこの手引書という形で確立していきたいと思っております。

19ページ、今度はよく言われるファイナンス面での課題で、出力制御の話がよくされます。金融関係の皆様方等に対しては、さまざまな情報の提供開示とともに説明会を行うなど、ご理解を頂戴して、ファイナンスがいかに円滑についていくかということ講じていく取り組みをするわけですが、引き続きさらにそれを強化していきたいと。また、そのときにちゃんと制度を、予測を精緻化していけるための技術開発も進めていく必要があるかと思っております。

まさにことしから、種子島ですとか、壱岐ですとか、いろんなところで実際に出力制御が起り始めています。接続可能量と導入量と制御量という具体的な数字が見え始めてございます。発電量、もしくは逸失利益といったものについての試算もかなりシミュレートできるような状況になりつつあるかと思っております。こういうことを関係者が一体となって、ファイナンスをつくり出すという視点で取り組みの検討を進めていけないかというふうに思っております。

次に2点目の電源の自立化に向けた取り組みでございますが、20ページ、これは国際比較でございます、さまざまお示ししているものでございますけれども、風力のほうも諸外国の約2

倍、非常に高い数字であるのは同じでございます。日本の地理的な状況、競争の状況、立地規制等、もろもろの問題があるわけで、これはなかなか挑戦的に取り組んでいかなければいけないと思います。

一方で、足元で言えば、現在の22円を前提としてございます20%の稼働率というものは現在25%まで上昇してきています。競争力はつき始めてきているのも事実です。買取価格の適正化ということとあわせて、将来に向けての自立化に向けての絵姿を官民一緒になって描いていくことが、今、重要な課題なのかと思っています。

具体的に言うと、21ページのところでスマートメンテナンスの取り組み、もしくはメンテナンス人材の育成、こういった取り組みを今後とも引き続き進めていきたいと思っております。

最後、洋上風力でございますが、22ページ、1つはルール整備でございます。港湾法を、今回、国交省さんのほうで改正していただき、港湾内の運用ルールが決まったわけでございますが、一般海域の部分については、現在、都道府県の条例を使ったルール整備がなされているところでございます。この条例に基づく調整が円滑になされるように、こちらもガイドのような形で、事業者の方々にこの夏にお示ししていき、取り組みを円滑化していきたいというふうに考えております。

また、さらなる適地開発をしていく上では風況のデータが非常に重要でございますので、現在、NEDOのほうで開発しておりますポテンシャルデータ、シミュレーションマップ、これを今年度中にデモ版を公表していきたいと考えております。

23ページ、さまざまな実証事業が、右下の絵にございますように、鹿島港内、秋田能代、北九州、石狩湾と徐々に具体的な取り組みに移っているところでございますので、これをさらに後押ししていくことが必要。

24ページにございますように、もろもろの課題はございます。港湾インフラの問題、SEP船という作業船の問題、もろもろございますので、これは国交省さんとも一緒になりながら研究会を開き、導入促進を進めていきたいというふうに考えてございます。

次、バイオマス、26ページでございます。FIT後、現在50万kWぐらいが導入されるなど、導入拡大の動きは進んでおりますが、安定的な燃料供給の問題、長期の自立化ということを考えると、燃料費の問題、こういうさまざまな課題があろうかと思っております。需給管理をしっかりとバランスのとれた導入を進めるとともに、地域の中における燃料供給ネットワークをいかにつくっていくか、そのときのコストをいかに下げていくか、このあたりが課題かと思っております。

27ページは、この燃料の需給管理の仕組みについて示した絵でございます。林野庁さんと、

各県と一緒にしまして、我々の認定情報と各県の林業開発のデータを共有化していくような形でデータベース化、システム化ということを進めてございます。

これを受けまして、認定をする際に、提供できるような木材がない場合は認定しないよということができるようなものにしていききたい。要は、健全なバイオマス発電の開発ということを進めていくことにしていきたいというふうに考えております。

一方で、需給管理がされた中で円滑な取り組みをしていくための取り組みが28ページでございまして、ネットワーク構築に向けては実証事業等、これまでやってきているわけでございますが、さまざまな形で、特に林野庁さんと一緒にになりながら、林業の開発ということとタイアップしながらこの取り組みを進めていきたいと思っております。

29ページ、実際のところバイオマスを進めていく上では、林業、林野庁さん、そして廃棄物処理、要はごみ処理になるわけでございます、その廃棄物処理の運用の問題、さらにはこれを具体的に運用していく自治体の方々の対応、皆が一体となってバイオマスを推進する課題を乗り越えていかなければならないと思っておりますので、まさにこのあたりは各省連携した取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

ちょっと時間が押していますので急いでまいりますと、中小水力、31ページでございまして。これはこれまで新エネ小委で特にご紹介してまいりましたように、初期の流量データの提供、地域の主体的な取り組み、そしてコストという3つの柱の取り組みを一層強化していきたいと思っております。

流量データについては、32ページでございまして、引き続き有望地点における流量調査の支援、これまでやってきたこととありますが、これをさらに国等が保有する河川流量データの一円提供の促進、また発電事業者さんがお持ちの観測データを共有するルールを促進するルールづくりなど、こういったことによってより円滑化できないかということを考えていきたいと思っております。

33ページは、今度、地域の取り組みの促進というお話です。これは規模の大小によってちょっと毛色が違うわけでございますが、いわゆる小さな案件については地元の理解を得やすいわけですが、逆にノウハウが足りない、サポートが必要ということでございますので、こういう情報の共有、自治体サポートを強化していく。

一方、もうちょっと案件について言うと、外から来る人に対する地元の理解が非常に大きな鍵になってまいります。ですので、このあたりは案件の性格に応じた支援ができるような形をとっていききたいというふうに考えてございます。

34ページはコスト、技術開発でございまして、中小水力、それぞれに応じた技術開発をさら

に一層促進していきたいと思っております。

35ページはコスト上の課題、規模の大小、それぞれの特性に応じて、トンネル工事等がかかるような案件について、F I Tによらずいろんな形の推進策、F I T上の対応の考え方、再整理が必要でないかとの論点提起の資料でございます。

37ページからは地熱発電でございます。こちらも初期の開発、掘削等の支援の話、事業環境の整備の話、低コスト化という3つの柱で整理しました。

38ページは掘削の支援のところでございます、大規模な空中探査に加えて、今後ヒートホールと呼ばれる調査を進め、開発を進めていきたいというのが38でございますが、加えて、39、40、このあたりは地域の方々の理解を進めていくための取り組みでございます。

地元の方々、なかなか理解が難しい技術的なところがございます。ほっといて進むものでもございませぬので、JOGMECのほうでアドバイザーの委員会をつくって、こういう方々にさまざまな技術的なアドバイスをしてもらおう、事例の紹介をしてもらおうというような取り組みを進めていきたいと思っております。

あわせて40ページのほうでございますけれども、それでは、どの案件がよくて、どの案件が悪いのかを見極める判断基準がないと、地域の方々も判断がしづらいということで、その判断基準をお示しして、先ほどお話し申し上げたアドバイザー委員会にもこれを諮問するといえますか、ご意見を頂戴しながら、地域での理解・促進につなげていくことにしていきたいと思っております。

41ページ、技術開発、これも引き続きしっかりと進めていきたいと思っております。

ここまでがF I Tの5電源でございますが、加えて2つ、追加的な視点として、地域と次世代技術を最後にまとめてございます。

43ページ、地域の話でございますが、これは繰り返しになってまいりますので、簡単に申し上げますが、やはり地域に根差すことが重要かと思っております。ですので、その地域の中で受け入れられるようなものにしなければならない。

そういう観点から考えますと、44ページでございますが、自家消費・熱利用、これと一体となった促進が重要だという視点。

そして45ページは、地域の中で理解していただく必要がある、導入の担い手をつくっていただく必要があるという観点から、ガイドブック、もしくはコンシェルジュサービス、こういった取り組みを引き続き展開していく。

46ページでございますように、「まちエネ大学」ということで人材育成を進めてきているわけでございますが、地域の導入促進、この担い手づくりというのを引き続きしっかり推進していき

たいと思っております。

47ページは、逆に規律の面、これはもう何度もこの場でご説明しているのです、ちょっと省略させていただきます。

最後になりますが、次世代技術として海洋エネルギーとバイオマス燃料ということをお示ししてございます。FITが入りますと、技術が固定化してしまうという懸念がよく指摘されます。我々、将来の支えてくれるエネルギー探しをしているのが新エネルギー開発でございますので、FIT外の電源開発というのも引き続きやっていく必要があるかと思っております。

その中で海洋というところでは、波力・潮力・海流・海洋温度差と、いろんな発電型式、49ページにございますように進めてございます。まだまだ現時点では、商業化、量産できるレベルにはとてもじゃないがございませませんが、だんだんいろんな、実証を進めて、次のフェーズに移ってきておりますので、その見極めをしつつ重点的な開発を進めていきたい。

同様な形で50ページ、バイオマス燃料についても、セルロース系のバイオ燃料に加えまして、最近では微細藻類を使った次世代バイオ燃料の開発も進めてきてございます。こちらのほうもあわせて取り組みを進めていきたいと考えてございます。

大変長くなって申しわけございません。以上でございます。

(2) 意見交換等

○山地委員長

松山課長には大量の資料の説明を要領よくしていただきまして、ありがとうございました。

それではこの時間帯から討議とさせていただきます。いつもやっておりますが、ご発言ご希望の方はネームプレートを立てて意思表示をしていただければと思います。

おわかりだと思いますけど、今回2つの小委員会の合同会合ということで、委員の皆さんだけで18名参加で、オブザーバーの方もおられますので、発言は簡潔に。それから、どの件に関する発言か、できるだけ特定して発言していただければと思います。

では、ご希望の委員の方はネームプレートを立てていただければと思います。

まず、じゃ、崎田委員からどうぞ。

○崎田委員

ありがとうございます。簡潔に努めますけど5点ぐらいあるので、一生懸命短く言っていきます。今回、最初の資料のほうなんですけど、FIT法の改正に根差した詳細設計ということで、ようやくここまで来たということで、本当に事務局の皆さんも尽力していただいておりますが、方

向性としては賛成いたします。

詳細に関して2点ほど申し上げておきたいのは、やはり今回、例えば4ページのところで、新たな未稼働案件の発生防止に向けた仕組みの中で、一定の期限を設けるときに、メリットを減らしていくというような制度を入れました。これは実際の定着には大変重要だというふうに思っておりますが、やはり現場で新たに提出される事業者さんとか、それを受けとめる事業者さん、本当にいろいろな混乱を招きかねないところですので、政府一丸となった情報共有をしっかりとやっていただければありがたいなというふうに思っております。

次に減免制度のところなんですけれども、私はやはりこれは国民が、税金、あるいは電気代としてかかってくる場所ですので、省エネ努力などをしっかりと見極めてほしいということをかなり発言してまいりました。ですから、こういう制度が入ったということは本当にありがたいと思っております。

なお、実際の基準をつくる段階ですけれども、やはりこれまで省エネというのは長年、日本の産業界、いろんな事業者さんも取り組んでこられたと思いますので、事業者さんによってどういう取り組みをされてきて、今どういうふうに取り組もうとされているのかしっかりと見極めて、きちんと納得感のある詳細制度をつくっていただければありがたいなというふうに思っております。

なお、今回、次の再生可能エネルギーについての導入拡大に向けた方針なんですけれども、これに関して幾つか申し上げたいんですが、太陽光とか風力とか、再生可能エネルギーの核になっていくべきものが、やはりEU諸国に比べて、先ほどの課長のお話の資料にもありましたけれども、太陽光や風力の設置と賦課金ですね、やはりEU諸国の倍ぐらいの高どまりということが大変気になりまして、安定的にするためにはこの辺をしっかりと抑えていくという大幅な努力をしていただきたいというふうに思っております。

なお、ご説明の中でわかったんですが、太陽光は設置にコストがかかっている、風力の場合は開発にコストがかかるとか、本当にタイプが違うという中で、1つの出来事であるという話ではありませんけれども、先ほどのお話の中だと、設置とメンテナンスとリサイクルと全部入れた人材育成とか、非常に大幅なところが必要なわけで、そこをしっかりと見極めてやっていただきたいというふうに思っております。

個別のところ、風力発電とバイオマスに関して発言させていただきたいんですが、風力発電の導入促進エリアを設けるということは、やはり地域の方は影響に関して大変敏感になっておられますので、明確な場所を設定するというのは大変方向としていいと思うんですけれども、導入促進エリアだけではなく、例えば導入は遠慮していただくエリアとか、何かそういうところも

地域の方にわかりやすく示していただくとか、そういう配慮も必要だというふうに思っております。

なお、今回の書類には、地域協議会という新たなそういう提案もありまして、私はコミュニケーションを活性化するというのは大変いいことだと思いますが、これまでも入ってきている環境アセスメントというのは、やはり環境を安定的に維持するためのコミュニケーションシステムだと私は思っておりますので、うまくこういうのも活用していただきたいというふうに思っております。

次にバイオマスなんですけれども、木材のバイオマスに関しては、大量に活用するときに、それを安定的に入れるということに関して、やはり外材に頼ってしまう傾向があるのではないかとか、きちんと日本の国土の安定的な健全な発達に定着させるために、制度はできつつありますけれども、それを本当に早く日本の国土の中で納得感あるように進めていただきたいというふうに思っております。なお、こういう木材のバイオマスと、廃棄物の畜糞のバイオマスとかなり状況が違うと思いますので、もう少し丁寧に見ていってもいいのではないかという印象も持ちました。

最後に1点なんですけど、今回、地域エネルギーというところもいろいろあって、これからそれぞれの地域で安定的に、例えば都市型であったり、地域の自然豊かなところであったり、再生可能エネルギーを効率的に活用して新しい地域をつくっていくという大きな変化のときに来ていると思いますが、そのときに今回の資料でも太陽光のメンテナンスのところにも地域協議会という言葉、風力のところにも地域協議会という言葉、いろんなところでそういう言葉が出てきます。

こういうふうな連携の場づくりということを考えると、例えばなんですけど、都道府県で、まずベーシックにこういうエネルギーの情報共有するような多様な主体の協議会というものをベースに設置をしていただき、その中でもっと細かく話す、あるいは大枠で話すとかいう、そういうような分科会的な協議会をつくっていただくようなそういう仕組みで、このエネルギー全体が社会に定着していくというようなことを考えてもいいのではないかと。最後にそういう提案をさせていただきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは委員の方、何名か立っておりますので、まず委員の方にご発言、私の把握しているところでは、伊藤委員、その後は三井住友銀行の工藤委員とまいりたいと思います。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員

ありがとうございます。2点ほどあります。まずは資料1の減免制度についてですが、以前から何度も私はお話しさせていただいていますが、私はこの減免制度に反対です。理由は、やはり公平性が保てないから。要は、電力をたくさん使っているところだけをターゲットにするというのは、やはりちょっとバランス的に合わないのではないか。

前も言いましたけれども、やはり使っている人が得をするのではなくて、使わないようにしている人が得をしなければいけなくて、これは電力を使う量の規模でいうと、やっぱり大手、大きな規模の団体というか、その組織に有利に働いてしまって、本来もっと苦しんでいる小さい規模が有利にならない。だからと言って限られた財源の中で全てをとということにはいかないのも、これは全ての企業が自浄努力で頑張っていくしかない。

それから国際協力の維持と言いながらも、リストを見ていくと明らかにドメスティックマーケットをターゲットにしているところもあるので、これは本当にそういう意味では公平性と透明性が合わないのも、であれば、こういう制度はなくしたほうがフェアだと感じます。

2点目が資料2のほうなんですけれども、FIT5電源、入り口部分なので、ここから拡大傾向という中でこういう発言はどうかと思いますが、全ての電源が本当に日本にマッチしているのかというのを考えないといけないと思います。

コストのこと、国際競争力のことというのと、もちろん突破口としては全てトライすればいいんですけど、どこかで決断をするデッドラインを決めるべきだと思います。何かほかの国に勝らない電源があるのであれば、勝るほうにもっと資源と人のパワーを入れたほうがいいのかと思うので、ただ継続的にやるのではなく、どこかで決断する期限を設けながらやっていくことが重要なと感じます。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

それでは三井住友銀行の工藤委員、お願いします。

○工藤（禎）委員

ありがとうございます。最初の資料について3点、2番目の資料について3点、やや細かいのですがコメントさせていただきます。まず最初の資料のページ4ですが、今回、未稼働案件の認定失効ということなんですけれども、この場合、運転開始時期の期限超過分を認定失効するというのは、合理性はあると思うんですけれども、自分がコントロールできない事態、フォー・マジュールでございますとか、あと、自分が発注した工事外の系統整備工事等によって運

転開始がおくれた場合というのは一定の猶予を与えとか、除外項目というのが必要ではないかと思っております。

それからページ8でございますが、小売電気事業者への引き渡し方法でございますけれども、FIT電源は基本的に電力取引市場を経由して小売へ引き渡すということですが、これは今後の検討だと思っておりますけれども、石炭やほかの火力と混合してではなくて、FIT電源として特定して電力市場に渡して、電力市場でも買うということも検討してもよいのではないかと考えております。

また、今回のこの委員会の検討事項ではございませんが、ページ10のその他の論点のところですが、系統安定化等の観点で、蓄電池等を経由して販売する再エネの対応につきまして、現状、太陽光のみについて手当てされているというふうに理解しておりますので、風力等についてどうするかということも今後検討していただければというふうに考えております。

それから2番目の資料につきまして、19ページの風力発電のところでございます。出力制御について書いていただいております、金融機関といたしまして、こういった予見可能性を高める努力をしていただいていると、対応していただいていることについては非常に感謝しておりますが、一方で精緻な分析が求められる、より我々、金融機関や事業者としては精緻な分析というのが必要になってまいりますので、まず抑制のメカニズムについても、かなり細かな部分までルール化していただいて、それをご提示いただきたいというふうに考えております。

例えば出力抑制がかかる場合の火力発電の運転状況の前提について、安全運転の範囲となっておりますけれども、これが一体どれぐらいのことなのかということも、それによって大きく変わってまいりますし、そういった仔細のところをきちんと出していただくということを、今後、検討を続けていただければと思っております。

あと23ページのところで、洋上風力のところなんですけれども、普及の観点では、従来、浮体式洋上風力発電は着床式洋上風力発電に対して、実証段階の技術と見られていましたけれども、本年FIT電源としても認定されているものがありますので、日本においては浮体式洋上風力のほうが、先に実用されたことを踏まえ、我が国の実情に即した形での課題の洗い直しとか、普及・促進を図っていくというのも一案かと思っております。

あと37ページの地熱ですけれども、地熱発電において、熱源の権利、確保が明確ではないため、既存の発電事業者の近くで開発を行って、既存地熱発電事業に支障をきたすとか、乱開発後の現状回復をせずに環境破壊につながっているというような事例が出ているという話を聞いております。今回、地域との対話をふやして理解を求めるところをいろいろご提案いただいておりますけれども、こういった熱源の管理などのところも、熱源権利の管理などもルールづくりをして

いただけますと、地熱発電事業者が安心して事業を行えますし、地元住民の理解も得やすくなるのではないかと考えます。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、ちょっと前後しているかもしれませんが、小野委員、秋池委員、岩船委員と続いていきたいと思えます。

小野委員、どうぞ。

○小野委員

ありがとうございます。まず今回、改正FIT法の成立に当たりまして、非常に厳しい日程の中、手続を進められた事務局のご努力にまずは敬意を表したいと思います。

今回の制度改正の内容は、FIT制度スタート後、明らかになったさまざまな課題について、現時点において最大限の対応がとられたものと評価いたします。今後とも国民負担の最大抑制と、バランスのとれた再生可能エネルギー導入の両立に向けて、必要な検討や措置を実施していただくよう改めてお願いしたいと思います。

その上で個別の論点について3点申し上げたいと思えます。まず入札制度についてでございます。事業用太陽光発電について、これまでのコスト積み上げ方式にかわる市場メカニズムを反映した新たな取り組みとして、入札制度が導入されることは適切であると思えます。

しかし、その入札を意味あるものにするためには、募集要領や上限価格等を適切に設定することが欠かせないと思えます。先行するドイツの入札制度では、明確な中長期目標のもとで、できるだけ安価な価格で確実な導入が進められるよう工夫されています。我が国においても、エネルギーミックスで掲げた2030年に太陽光6,400万kWという目標があり、これを上限として例示した上で適切な達成のパスを意識した制度とする必要があると思えます。

このため、入札による効率的な再エネ導入に向けてさらに検討を深めていただくとともに、適切な導入が実現されているかどうかなどの進捗状況について、例えばこの新エネ小委等、しかるべき場で検証を行うこととしていただきたいと思います。

2つ目、減免制度についてでございます。減免財源が限られる中で、国際競争力維持・強化等の制度趣旨の徹底と、省エネの取り組みに応じた減免率の設定を行うことについて異論を述べるものではありませんが、先ほど崎田委員からもございましたが、省エネの取り組みを評価するに当たっては、販売価格の影響ですとか、生産量、生産構成の影響など、事業者の責によらない要因をきちんと切り分けるなどして、正味の省エネ努力を評価できる仕組みとしていただくよう

お願いいたします。

最後に、中長期的な電力安定供給について一言申し上げたいと思います。今回の資料では、F I T期間中の再エネの安定供給確保の観点が記されていますが、電力システム改革が進められる中で、今後さらに拡大していくこの自然変動電源のための調整電源、あるいはバックアップ電源をどのように確保していくのかについての検討も重要となってくると思われま

す。欧州では、F I T電源の市場流入によって火力電源の経済性が低下してしまったことから、調整電源維持のための容量市場が構築されつつあります。先般、閣議決定された「日本再興戦略2016」にも、容量メカニズムが今後検討される旨記載されていますけれども、政府として今後どのような場でこういったスケジュールで検討を進めていかれるのかお聞かせ願えればと思います。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では秋池委員、お願いします。

○秋池委員

資料1の4ページなんですけれども、新たな未稼働案件の発生防止に向けた仕組みということなんですが、これについて年限を決めていくとか、それから徐々に価格を下落させていくというようなご提案がありました。私、これは非常に正しいことじゃないかなと思ってまして、電源ミックスをより目指す姿に近づけていくために、だらだら、だらだらってことじゃないんですけれども、引っ張るといふようなことのないように、より早くやるようなインセンティブを働かせるということは非常に重要だと思います。

このあたりいろんなご議論はあるところかと思うんですけれども、事業をやるときに、計画をして売るときの価格が約束されている事業というのは世の中にほとんど存在しないわけで、これもそういうふうな普通の形にしていくということが必要じゃないかと思

います。それから、系統にいつ接続できるかわからないのに期限が短くなっていくということに対しても議論があるのかもしれないんですが、つなぎやすいところを探してつくっていくというのは、実は社会コストを減らしていくということにもなるかと思

いますし、適切な場所、つなぎやすいということはそれだけ早く事業ができるということにもなりまして、これは国民のためにもなることなので、そこは余りそのための猶予というのではなくて、先ほどおっしゃられていたような3年なら3年ということ

ョンにとっても重要なことだと思っておりますので、そういったところも促していくような仕組みに、仕組みというか、そういう風土にしていければなというふうに考えます。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

次、岩船委員ですけど、その後、稚内市長の工藤委員、それと高村委員と回っていきたいと思います。

岩船委員、お願いします。

○岩船委員

ありがとうございます。私は4点ございます。まず資料1の8ページの送配電買取における仕組みの中で、2-1項ですか、もし基本的に市場にFIT電源を流すものを前提としたいのであれば、2-1というのはなるべく小さくするような努力をしないと、皆さんが2-1を選ばれるのではないかという懸念があります。

当然、この請求されたFIT電気をそのまま小売事業者が何のリスクもなく買えるのであれば、2-1を選ぶ人が出てきておかしくないと思いますので、そこはインバランス料金の負担をどうするかという議論とあわせてきちんと制度設計して、なるべく1項を原則にするように努力していただきたいなと思っております。

あとは資料2の19かな、発電事業者のほうの公表情報ですね、これが重要ということがあったと思うんですけども、これはぜひお願いしたい話なんですけれども、もう1点、再エネ事業者からの発電出力の情報も本来集めていくべきではないかというふうに思います。でないと、例えば出力抑制を経済的に補填するという案もあったわけですけど、そのためには、そもそも再エネ事業者がどれぐらい発電しているのかという情報がないとそれができないはずなので、それは相手が多数で大変だとは思いますが、収集していくような努力をお願いしたい。そういう仕組みづくりをお願いしたいなというふうに思います。全体を収集した上で、全体最適を目指すような仕組みをつくっていただきたいと思います。

あとは太陽光の価格で、ソフト分のコストが非常に高い、設置に関するコストが高い。今回のそもそもの一番の根っこは価格が高いということに尽きると思うんですね。だからもうそこにどれだけ切り込めるかということが、これから長期エネルギー需給見通しで入ると言われている量を伸ばせるかとか、そこに全てかかってくる話だと思いますので、そこに一生懸命切り込んでいただきたいなというふうに思います。

最後なんですけれども、あちこちに見られた自家消費という言葉に、やはり私、前から言っ

ているんですけれどもすごく気になっておりまして、ZEHもいいんですけれども、前にも言いましたように、ZEHが省エネですとか屋根置きPVの普及という文脈で取り上げられているならいいんですけれども、例えば電池を活用してください、電池を普及させたいというようなものとセットで今進めるというのは余り賛成できません。

現状では、補助金込みでも家庭にも経済的にメリットはないです。よっぽど停電が嫌だとか、そのときのためにという安全側をとる人なら別ですけども、普通に運用して電池の投資コストが回収できるレベルでは今はないです。

しかも全体のほうから見ても、PVのダックカーブみたいなものが非常にクリティカルだとかいうエリアもそこまで多くない、九州はちょっと違うかもしれないですけど、関東とか関西ではそこまでPVは入っていないわけですね。まだまだ余裕がある。なので、まだ系統で吸い取ってもらうほうが一番いいと思うんですね、はっきり言って今のレベルでは。だからこの時点で電池に補助金をがんがんつけます、といったお金の使い方は、私は間違っているのではないかというふうに思っております。

その辺をきちんと考えて、どの段階から電池を進めるかとか、そういったところは、局所的な話ばかりではなく、やっぱり全体的に見てどうかというようなことに基づいた上で政策も決定していただきたいなというふうに思います。

なので、自家消費の推進と屋根置きPVの推進というのは意味が全然違うので、そこをごっちゃにしないでほしいなど。私は屋根置きPV推進にはすごく賛成なんですけれども、自家消費拡大というのは、無駄に電気を使っても自家消費拡大するわけなので、本当にそれを進めるべきことなのかというのを考えていただきたいなというふうに思います。

電池は2割ロスが出るので、ある意味、今、要らないのに使うということは増エネなんです。せつかくZEHで省エネした分が戻ってしまうということを頭に入れた上で、それでも進めるというのであれば仕方ないんですけれども、なるべくそういう観点から全体的なことを考えていただきたいなと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

今までのご発言の中にもご意見とともに、ある意味、要望等がございましたので、それはまたまとめて後で事務局のほうから対応させていただきます。

では稚内市長の工藤委員、お願いします。

○工藤（広）委員

ありがとうございます。私から具体的な話で大変恐縮なんでありますけれども、まず第1点目は、大規模容量電源等の接続と地域間連系線との関係ということについて、また改めてお話をさせていただきたいんでありますけれども、私、北海道の北に住んでおりますけれども、まさに風力の有望地域だということではあります、送電網は脆弱だという悩みがあって、今まさに国のご支援をいただきながらその送電網について実証研究事業が進んでいるということで、これはもう本当に感謝に堪えないわけでありまして。

ただ、それに並行して当然、大規模な発電計画、民間事業者によるものでありますけれども、それが進められております。この計画によると、北海道の経済の脆弱さというのも一つあるんでしょうけれども、本州に送電をしたいという計画でありまして、環境アセス等については順調に進められておりますが、当地の電力会社には30万kW接続をしたいという受け付けすら、まだ受け付けてもらえないというような状況であって。

理由はさまざまなんでしょうけれども、先ほどお話ししたとおり、まさにこのプランは本州、東北電力を通じて東電管内にその調整力を使いながらみたいな計画でありますから、そういう意味でいうと、ちょうど津軽海峡のところに、北海道と青森の間に北本電系線という地域間連系線がありまして、これが60万kW、2019年にはさらに北電さんが30万kW増設するという計画を進められているわけでありまして、実はこの地域間連系線が災害対応ということなんでしょうけれども、全く利用されていないという現実がございます。

そういう意味で、私どもは昨年4月にまさに全国規模の広域運用、送電網の運用のための機関ができたということで、ぜひその広域的運用のルールがつくられていくものだというぐあいにずっと信じて見ておりましたので、これについては何らかのルールがつくられてしかるべきかなというぐあいに思っているということが1点であります。

それから2点目は、本当に具体的な話で恐縮なんでありますけれども、資料2の21ページのメンテナンスの話で、つい最近も私ども何度も自前で、自前といいますか、市でもって風車を数基持っておりますので、その故障のたびにいろんなことに遭遇するんでありますけれども、おしなべて言えるのは、まだまだ風車のメーカーというのは海外が圧倒的でありまして、そういう意味では故障時に整備に来てもらうまでに時間がかかってしまう。あるいは肝心なことについてはブラックボックスになって情報が全く開示されないという悩みがありまして、大変苦労しておりますし、そういう意味では、言い古されてはいますけれども、この問題が解決できない中では、なかなかスマートメンテナンスというところまで進むのかなということを常々思っております。

そういう意味では、ぜひメーカーの枠を超えてというか、海外の外国製の風車も含めて、何とかこういう問題を乗り越える対策がむしろ必要なんじゃないか、先に必要なんじゃないかとい

うぐあいに常日ごろ思っているものでありますから、そんなことをお話しさせていただきました。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

次、高村委員ですけど、その後、辰巳委員、野村委員、佐藤委員と行きたいと思います。

では高村委員、お願いします。

○高村委員

ありがとうございます。先ほど小野委員からおっしゃられた点にかかわるところなんですが、今回のFIT法の改正そのものは、私、基本的には、2012年度に運用を開始してから、その間、課題となってきた問題について、再エネ導入の促進という観点から制度の課題を対応されたというふうにポジティブに捉えております。課題はやはり具体的な運用の段階でそれを実施していくという段階に至っているというふうに思っていて、きょうの議論は大変重要な議論だというふうに思っております。

3点申し上げたいと思っておりますけれども、1つは資料1のスライドの4でございます。こちら新たな未稼働案件の発生防止の仕組みについてということですが、基本的にこの考え方については賛成なんですけれども、1点、事務局にクラリフィケーションのための確認をしたいと思っておりますのが、現行の認定制度のもとで接続契約を締結した案件について、8月1日分からはということになっていますが、この起点というのは接続契約締結時から3年、あるいは住宅用は1年ということによいかということでございます。新制度のもとでは接続契約締結時イコール認定となる……。

○藤木省エネルギー・新エネルギー部長

来年の4月1日からです。

はい。みなし認定時からということになります。

○高村委員

わかりました。そうしますと少しは考えないといけないかもしれない。ありがとうございます。基本的には賛成なんですけれども、この仕組みが、運転開始をおくらせることが不当な利益が生じないということ、それを確保するという意味で賛成です。ただ他方で、一番やはり気になっていまして、真面目に事業をやりたいところの支障にならないかどうかという点です。

さっき一番最初にご質問した趣旨は、新制度のもとではクリアだというふうに私は思ってい

るのですが、原則として接続契約締結後3年、住宅用1年で十分に系統に接続できるということが保証される環境というのが一番大事なんだと思います、この仕組み以前に。

したがいまして、電気事業者さんたち、ここでいうと送配電事業者さん、系統運用されているところで、この環境が保証されるということについてぜひ確認をしていただきたいと思いますし、同時に国としてもそのためのインセンティブ、必要な措置というのをとっていただきたいというのが賛成する前提でございます。

その上で、当面この仕組みを動かすとしても、一つ具体的にお願ひしたいのは、先ほど説明の中でもございましたけれども、接続契約締結の後、どれぐらいで一体つながっているのかという実態のデータというもの、それからそれがつながっていないとすれば何でなのかというものを、今後の委員会に、あるいはその情報を公表していただきたいという点であります。

いわゆる一般的に何らかの問題がどこにあるのか、それとも地域的な問題なのか、それ自身をやはりきちんと把握することがこの仕組みの運用にも大事だと思いますし、きちんと発電事業者さんが、委員からもありましたけれども、接続をしていく環境がどうなっているかということを理解する上でも非常に大事だと思います。

その上で、きょうの日経さんのところにこの委員会の議論の話がもう既に出ていましたけれども、もしやってみて、事情というのが、やはり系統接続、接続契約後の工事がいろんな理由で難しいという、3年間で終わらないといったような事情が明らかになってくるのであれば、異種フランス型、つまり系統連系工事の理由でつなげられないという場合には、系統連系工事を終了することを起点として2カ月以内というのがただし書きでフランスの場合になっていると思うんですけれども、例えばそういう対応も可能かと思えます。

今回の提案について、したがいまして、反対をするという趣旨ではありませんけれども、条件がやはりあると思っております、1つは先ほど言いました系統がきちんとその期間内につながる環境というのが保証されること、そしてもう一つはその実態について情報を公開し、委員会の場にも議論に出していただきたいという点でございます。

2つ目でございますけれども、今回のFIT法改正、さっき冒頭に申し上げましたように、基本的にこれからの課題をきちんと対応していただいていると思っております。他方で、新エネ小委でも何度も課題が指摘されて、再エネ小委でもやはり議論になった点ではありますが、大きく2つ、大きな課題が残っているように思っております、その点について申し上げたいと思います。大きな意味ではそういう意味では2点目でございますけれども、1つは、今、北海道の工藤委員のほうからもありましたが、やはり系統の運用がきちんとルールといいましょうか、広域運用に従った形になっているかどうかという点であります。

既にいろいろな形でこの間、努力をしていただいていると思っております、岩船委員がおっしゃってきたような、例えば出力制御の情報公開ですとか、あるいは東北電力さんの事例で太陽光の発電の出力予測システムを気象予測を使ってやってくださっているような仕組みを始められたとか、いろんな努力が始まっていると思うんですが、1つ、やはり重要な点は、地域間連系線の活用、広域運用というのを具体的に実現するというのが非常に重要になっているというふうに思います。

給電ルールの中でも、今回、業務等指針の中で上に位置づけていただいていると思っております、これをぜひ具体的にお願いをしたいと思っております。もちろんこの場で一度、広域機関から議論をいただきましたけれども、ぜひ委員会の場で継続したフォローアップをお願いしたいということでございます。

3点目といたしましうか、大きな課題として残っているという2点目でございますが、卸電力市場とシステム改革の進行というのがきちんと進んでいくということが非常に再エネにとっても重要だというふうに思っております。

1つは具体的には、きょうの資料1のスライド8であります、送配電買取のところでありまして、この議論でもありましたように、市場経由の引き渡しというのがきちんと原則として確保されるということを強く望みます。買い取ったFIT電気というのが基本的に市場に出されることで市場を厚くしていくことが、市場自身にもいいですし、再エネの議論の中での回避可能費用ですとか、あるいはいつも松村先生がおっしゃっているFIT等々、市場ベースの支援策への道を開くことにもなると思います。

もう一つは、この間、高度化法のもとで、小売事業者に非化石を44%という要請があるということをお考えますと、やはりその市場にきちんとFIT電気が出ていくというのがより重要になっているというふうに思っています。

その意味で一番最後の点は、FIT電気そのものは賦課金によって賄われているわけですが、他方で高度化法のもとでは小売事業者さんにとっては非常に欲しい電気になっているということをお考えると、その位置づけといたしましうか、整理の仕方については具体的な課題としてあるように思っております。

大きな課題としては以上のとおりでございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

ありがとうございます。4つありまして、すみません、簡単に申します。まず1つですけれども、接続義務、優先給電のところ、新たに電事法に文章が追加されて、電事法で全部カバーできるということで、これはもちろん了解なんですけれども、やっぱり法律の条文なもので、うまく書いているというか、ぼやっと書いてあって、余りよくわかりません。だからこれに対しての解説、要するに拒否できるときの話として、「当該電線路の機能に電氣的または磁氣的な障害を与えるおそれがあるとき、その他正当な理由」という、この内容がやっぱりなかなか具体的にイメージできないんですね。こういうのに関しては、やっぱり事業者さんにとっても非常に重要なことだと思うので、もう少し具体化できる解説書的なことは必要じゃないかなというふうに思いました。私がいまいちわからないだけかもしれませんが。

それから次ですけど、減免に関してのお話です。5月から賦課金がまた今度値上げされますけれども、市民の声として、また値上げするね、新エネをふやすために、というイメージで捉えられていると思っています、私のイメージでは、やっぱりもう少し明確にその中身、例えば今回の減免制度の分が一部移行しているというお話なんかもわかっていないというふうに思いますので、きちんと説明をしていただきたいということです。

可能であるならですけれども、減免制度については、私も伊藤委員がおっしゃったようなご意見には非常に共感するところがありますので、今後まだこれから制度をきちんとしていくということで検討されるんだというふうに思うんですけれども、いつごろからどこでどういうふうに検討していくのかということなんかも含めて、教えていただきたいなというふうに思っております。可能な限り、減免制度を受ける事業者に対しては厳しくやっていけるような、そういう方向であるべきだというふうに思っておりますので、様子を知らせていただきたいということです。

それからあと資料2に関しては、対消費者に対しての説明という意味でなんですけれども、ポストF I TのところではZ E Hの方向にというお話があり、文章も明確にそういうふうにかかれてはいるというふうに思うんですけれども、そういうことが文章で書かれますと悪徳商法というのが広がっていくんですね。もう現状、各地で電力自由化のお話なんかをさせてもらいに行ったときに、受ける質問として、屋根に太陽光を乗っているけれども、そのうちに売れなくなるから早急に、今、補助金がつくから、補助金のつく間に蓄電池をつけたほうがいいよという商法で、現実もう行われているというお話も聞いておりますので。

確かに蓄電池というものも意味があるとは思いますが、そこら辺の適正な事業のあり方というものに関しても、蓄電池を普及していく上での適正な事業のあり方、対消費者にですけれども、事業者に対しては結構ですけれども、もう少しきめ細やかに経産省としても目を配っていただきたいなというふうに思います。

あと一つ、最後にこれはぜひ申し上げたかったんですけども、新エネを普及していくというのは、私はもう大賛成でぜひそうありたいというふうに思っておりますが、やっぱり大事なのは電力の需要家に対して伝えていく、そういう大事さを。それが非常に重要で、とても細かいお話をして、普及するための細かい制度等を決めていってくださるのは大賛成なんですけれども、それと同時並行でやっぱり需要家に対して新エネを選んでいく、使っていくということもぜひお願いしたいと思います。

これは自由化の制度設計ともかかわる話なんですけれども、そこできちんと私たちが選んでいけるというか、見てちゃんと新エネを知って使っていこうという話も、地域のお話も一緒です。地域で発電しても地域で使われないと意味がないわけで、そのところもぜひ、先ほどの蓄電池と同じですけども、経産省さんの目線ででも十分そういう消費者に対する説明というのはできるというふうに思いますもので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山地委員長

では、野村委員お願いします。

○野村委員

ありがとうございます。資料1と資料2の1点ずつ大きくコメントさせていただきたいと思えます。資料1の減免制度なんですけど、先ほど松山課長のお話の中にも省エネの実態を聞きながらということがございましたので、十分な配慮もあるんだと思えますけれども、経済的に見ますと、大体90年代の初頭ぐらいから中国が世界経済のグローバル経済の中に入ってきて、2000年以降ぐらいはもう完全に日本の産業構造の調整がある意味では成功してきて、より高付加価値な材へと変わってきたと。そういう形の中で、低成長でありながらも大きな構造変化があるなという感じを持っております。

そうして見ていきますと、エネルギーで見ますと、むしろエネルギー多消費的になっていくと。結構、高付加価値な材をつくるためには、原単位といいますか、エネルギーの原単位は上がっていくような傾向にあると。これは多くの産業で結構観察されることであろうと思えます。

そういうところにおいて、例えば1%の改善とか、零点数パーセントの改善という紋切りではなくて、やはりベースライン、各業界、業種、国際競争の直面する水準に応じて相当慎重に検討しなければならないということをぜひお願いしたいと。

省エネの限界費用というものは必ず逡増してまいりますので、相当70年代以降からのこの40年間の努力によって相当逡増しています。その逡増した省エネの費用のもとで、今回もし余り負担をかけることをしますと、国内雇用を喪失させないように、これは国際的にハーモナイズされ

た炭素税でしたらそういう形で添加するというのは減免する必要はないと思いますけれども、ここでいえばそういうものはやったほうが良いと思います。減免という形でしっかり省エネの実態というのものも、ある意味、質的な実態を見てあげることが必要ではないかなと思います。

伊藤委員の気持ちも非常によくわかりますが、規模によるというのは本当は違うんだらうと。ここもちょっと政令で定める量と書いておりますけれども、規模によらないと。むしろ小規模事業者のほうが海外展開は、中長期的に見れば大規模事業者は海外展開も含めましてより売りのエネルギーで発電できるところにシフトしていくことが中長期には十分あり得ると思うんですが、中小のところはなかなかそれが難しいという意味では、その中で規模の問題というのは慎重にできれば検討していただきたいと思います。

資料2のほうのあれですけれども、これも多層的支援という社会基盤の整備とか、そういうものによる多層的な支援というのは重要性が高まっていると私は思うんですけれども、この資料を読みましても、ちょっと見ていく中に2つのものがまざっているような、多層的支援をすることによって再エネのコスト低減に寄与するであろう情報インフラの形成でありますとか、制度インフラの改善でありますとか、そういうような視点が入っていると。これは非常にいいんじゃないかなと思うんですけれども、他方では個別の成功例をつくり出そうとするような支援のあり方といますか。

ただ、再エネというのは非常に自然資産にかかわっているものなので、なかなか個別性が高いという中で一つの成功事例はほかに適用できないと。ほかに適用しようとする一気に費用が上がるというようなことが多々あると思うんですけれども、そういう意味では全般的なコストの低減につながるような多層的な支援のあり方というもので取捨選択すべきではないかなと。先ほどのZEHも、僕にはなぜここに入ってくるのかよくわかりませんが、ちょっと見方がまざっちゃってしまっているなという感じがします。

もう一つは、FITからの自立と書いてあるわけですが、皮肉なことに自立を阻める最大の障害要因はFITでもあるという見方もできるわけでもあると思います。そういう意味ではどこかで自立を進めながら、研究開発等の推進とか、政府試算の改善というものを進めながらも、別途FITの、ちょっとこれは政府にしてはなかなか難しいところだと思いますけれども、別途FITそのものの出口戦略というのは、ある程度自立化からちょっと切り離して、一方で考えていくようなことの戦略性というものがあるべきではないかなと。自立化でFITの出口ではないと。これはなかなか難しいところだと思うんですけれども、そういう部分を、今のタイミングではないと思いますけれども、将来的にそういうことを検討していただきたいなと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

この後、佐藤委員ですが、その後は佐久間委員代理の福島さんと、それから大澤委員代理の井田さん、あとは今、立ちましたので大山委員と。その後、大分長い間お待たせしていますので、オブザーバーの方、中村さんからと思います。

では佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

まず私、この制度の中で非常に今回の改正は必要な改正だというふうに思っておりますが、長期的にはもっといろいろな課題があるのではないかというふうに思っています。

まず地域の活性化との関係なんですけれども、再エネはどうしても地域性が非常に重要なところがありますけれども、今後、林業、農業、漁業、こういうものとの調和を図るということで、どういうふうに働きかけていくかということが非常に重要になると思います。

それからもう一つは、需要家との関係なんですけれども、確かに家庭で再生可能エネルギーに興味があるという方もいらっしゃいますけれども、事業者で国際的な競争力の中で、例えばES事業とか、そういうところでCO₂の削減を大きく打ち出したというような場合には、むしろ大きな需要家が再生可能エネルギーを中心に導入したいという希望が高まっておりまして、そういう希望にどういうふうに応えるかということが非常に重要だと思います。

それからもう一つちょっと懸念は、コストを下げるということは、これ自体は非常に重要なことだと思いますが、その結果、外国製品が非常にふえてしまうと。そしてそれが、メンテナンスが非常に難しいとか、継続的な運転ができないということにつながる可能性があると思います。

太陽光パネルも外国製のほうが安いといっても、その途中で新しい新機種がないとか、継続機種がその会社が機種を変えてしまうとか、そういう継続性がないとかえって長期的にはコストの増大、あるいはせっかく入れた再エネがなくなってしまうという可能性があると思いますので、そういう国内でのメンテナンス支援の体制、それから国内でのメーカーの協力、こういうものも同時にしないと長期的な導入が難しいのではないかというふうに思っています。

以上です。

○山地委員長

では、福島さん、お願いします。

○佐久間委員（福島代理）

ありがとうございます。系統入札プロセスについて1点申し上げます。資料1のページ3になりますけれども、系統入札プロセスについては、高額な工事負担金を複数の事業者で共同負担

するという事で、系統が脆弱なエリアで上位系統の系統増強が実施されていくということを変期待しております。

一方で、系統連系枠を転売目的で確保したりとか、あるいは将来、系統容量がさらに不足する場合に権利を高めて売却したり、あるいは買い占めをするようなケースというのが考えられまして、これは海外で実際に起こっている事例であるんですけども、こういうものに対しては何かの規制が必要だというふうに考えております。

そういうことで、新認定制度の経過措置の対象に今回なっているということでございますので、入札プロセスに参加している事業者については、今後、情報開示等をしっかりお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○山地委員長

では、井田さん、どうぞ。

○大澤委員（井田代理）

ありがとうございます。2点ほど申し上げさせていただきます。1つは減免制度の見直しのことですけれども、上下水道事業に関することですが、国民生活にいろいろ影響もあることですので、減免率の適用についてはご配慮をいただきたいということが1点目。

2点目ですけれども、バイオマス発電について、木質のバイオマス発電について燃料の安定供給というのは最重要課題であるわけですけれども、燃料に使われる木材の部分と、それ以外に使われる木材の部分というのがありまして、木材を丸ごと利用していく体制の構築ということができれば、安定的に燃料としてのバイオマスの供給にもつながるということで、これは林野庁との連携を非常に強力に進めていってほしいということです。

以上です。

○山地委員長

では大山委員、お願いします。

○大山委員

まず電力システム工学をやっている立場からですけれども、先ほど岩船委員も言われていましたけれども、ぜひグリッドの活用を考えていただきたいというふうに思っています。場合によっては蓄電池が必要になるかもしれませんが、余り積極的に導入するのはいかなものかなというのが私の感覚です。

それからもう一つ、グリッドから見ると、とにかく供給力が大切なので、FIT電源も供給力を持っているわけですから、その上でFITの期間が終わったらやめてしまうというようなこ

とになると非常にまずいことになると思いますので、その手当てを何とかしなきゃいけないなどというふうに思っています。

あとは、入れていって系統グリッドを使っていくためには出力制御というのが非常に重要かと思うんですけども、すみません、まだこの資料1の7ページなんか見ても、まだ具体的にはなっていないような気がしますので、その辺こちらも考えなきゃいけないと思っていますけれども、ぜひいいものをつくっていきたいなと思っています。

それからもう一つ、広域的な運用ということですけども、これは全てをFITというか、再生可能エネルギーの変動する部分で使ってしまうというのもちょっと問題があるかと思うので、ほかの経済的な連携といったものもあわせて全体的に最適にしていくと。ただ現状では、空いていても使えないということがありますので、その辺も考えていく必要があるかなというふうには思っています。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは先ほど申し上げたようにオブザーバーの方、大分前からネームプレートを上げておられますので、まずは風力発電協会の中村さん、それからお隣へまいりましょう。あと、亀田さんもあるんですね。じゃ、中村さん、亀田さん、中島さんと行きましょう。それからこちらですね。

○中村オブザーバー

ありがとうございます。風力発電協会の中村でございます。松山課長から要領よくいろいろ新しい制度のあらまし等をご説明いただきました。随所にいろいろご配慮もいただいているようでありがとうございます。

その上で、時間もありませんので、3点申し上げさせていただきます。1点目なんですが、資料1のスライド2に新認定制度の申請手続についてご説明をいただいております。これを拝見しますと、接続契約と認定の関係についてご説明をいただいております、環境アセスとの関係については一切記載されておられません。

私が申し上げるまでもなく、実際、現行制度では運用面において環境アセスの準備制度の大臣勧告というものが実質的に認定の要件になっているというふうに理解しておりますが、新しい制度ではこういう大臣勧告、これは制約ではなくなるというふうに理解を私はしておりますけれども、それでよろしいでしょうかという質問といたしますか、確認、ちょっと具体的な話で申しわけありませんが1点目です。

2点目は、同じ資料1のスライド5のみなし認定制度についてご説明いただきました。ここに、左下のほうに主な認定基準のみなし認定基準への適用ということで、何項目か例示をされて、こういうものが要件として多分、来年以降、事業者が提出する発電事業計画の中に入られるんだと思いますが、詳細はこれからということだと理解しておりますが、その辺の内容については、出力制御への協力とか、いろんなことが書かれておりますけれども、その辺の内容、詳細については、今後、私ども業界も含めて、ぜひ資源エネルギー庁さんにご相談をさせていただきたいということをお願いでございます。これが2点目。

最後、3点目ですが、先ほど松山課長からのご説明がありましたけれども、ここでご議論いただくことではないのかもしれませんが。今回の新しい制度でも数年先の買取価格の決定ということがうたわれております。多分これは間違いなく調達価格算定委員会のほうでご議論いただくことであると思いますが、当協会といたしましては、お話のありました風力、地熱等、リードタイムの長い電源については、その期間は一律として、もともと2年から5年というお話だったと思うんですが、そういう前提で考えるのであれば電源ごとに差をつける合理性は余りないなということで、一律で例えば5年ということでご検討いただければ大変ありがたいということで、これはお願いでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○山地委員長

それでは太陽光発電協会、亀田さん、お願いします。

○亀田オブザーバー

太陽光発電協会の亀田でございます。ありがとうございます。今般の改正FIT法の成立によりまして、冒頭、事務局のご説明がありましたとおり、この法改正の趣旨が生かされて、より健全で安全で長期安定な太陽光発電がコスト効率的に継続的に導入することを大いに期待しておりますし、本日そのFIT法に基づく具体的な設計等についてお示しいただきまして、これからまだ少し議論が必要な部分、あるいは作業の必要な部分があるかと思っておりますので、そちらにつきましては協会としては積極的に対応させていただきたいと考えております。

1点だけですけれども、ご質問といいますか、お願いなんですけど、資料1の2ページ目、新認定制度の申請手続きに関することですが、今回のFIT法の改正によって、設備の認定は接続契約の後ということになります。現在は、認定が先にあって接続契約に至るわけですが、その際には価格の担保というか、予見性の担保のために270日ルールというものがセットされておりました。新しくなって、これは順番が逆になりますので、ただ、まず接続契約をとりに行くことになるわけなんですけど、現状、オクトさんの資料等によりますと、9カ月以内に接続契約に

至っていないものもやっぱり1割ぐらいあるということです、こちらへの配慮をぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山地委員長

では、小水力利用推進協会の中島さん。

○中島オブザーバー

どうもありがとうございます。私のほうから1点だけで、工期の遅延に関する話なんです、何人かの委員の方から、発電事業者の責任によらない事情での運開がおくれた場合の何らかの救済措置についてという問題提起があったと思います。

ただ、問題提起された皆さんほとんど、系統上の制約によっておくれることがあるだろうからというご説明だったと思うんですが、水力の場合は、特に土木工事に起因するおくれというのが避けて通れないものでありまして、言ってしまうと地面というのは掘ってみないとわからない面があるので、そこについても、もしやむを得ない事情による遅延等について議論をされるときには、土木についてのご配慮もご検討いただきたいと考えております。

余り土木に詳しくない方はわかりにくいかもしれませんが、わかりやすい例で言うと、最近、横浜のマンションでくい打ちの深さがきちんと深く入っていなかったために施工不良でという問題が大問題になりましたが、建設雑誌でその記事を読みましたところ、その業界の方でマンションの検査をなさっている方が、最近のマンションは8割ぐらい何らかの施工不良があると。

なぜマンションにそれだけ問題が多いかという、工期の遅延が認められない。なぜなら不動産会社が、日本の場合ちょっと変わった習慣で、建設中のマンションを売ってしまうので、要するに入居者がもう決まっているからおくれが認められないと。

結果的に工期にしわ寄せが行って、施工不良が起こるということがございますので、土木というのは、どうしても繰り返しになりますが、掘ってみないとわからない面がありますので、もちろんやたらとそんなことが起こってはいけませんし、きちんとした計画を立てて進めるべきではございますが、やむを得ないこともありますので、何らかそういう救済措置についてもご検討いただきたいということです。

ありがとうございます。

○山地委員長

それではこちら側へまいりまして、ちょっと順番は席順ということで、日本商工会議所、市川さんから、エネットさん、それから電事連さんで行きたいと思います。

○市川オブザーバー

資料1のスライドの4ページ目でございます、未稼働案件についてですけれども、例規発生を期待して運転を開始しないといたった制度本来の目的に添わない形での発生を防止するため、この資料に記載のようなペナルティーは必要ですし、今後も抑止力として期待するところでございます。コスト効率の高い後続案件の導入を促すため、期限を守れない事業者には厳格に対応をお願いいたします。その際、事業用太陽光についてですけれども、買取価格の低減であるとか、買取期間の短縮といったものを通じて、買取総額が確実に減少するよう制度設計をしていただきたいと思います。

なお、新たな仕組みの周知は、まず国が責任を持って徹底を図っていただきたく存じます。私ども商工会議所でも、早速、今月開かれる会合で配付する資料に認定を受けている企業への周知というものを呼びかける予定でございます。

続いてスライドの10枚目でございます。その他事項のところ、価格であるとか、入札の詳細設計、これは調達価格等算定委員会で議論を行うというふうにされておりますけれども、この算定委員会に中小企業を含む産業界の電力ユーザーの立場の委員も加えていただきたいというふうに思います。ビジネスの世界では、事業者がみずから能力と責任のもとでリスクを負って、価格を含む将来の市場動向を予想して経営を行うというのが一般的でございます。こうした経営感覚を踏まえた視点も取り入れていただきたいと思います。

最後、スライドの11枚目のRPS経過措置の廃止につきましては、FIT制度への移行の容認とあわせまして、早期自立化を促す仕組みも選択肢に掲げていただけるように検討をお願いいたします。再エネは長期にわたって低コストで安定的に発電していくことを目指して、国民負担に頼らない自立電源化を促す方向にも誘導をお願いできればと思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

ではエネット、武田さん、お願いします

○武田オブザーバー

ありがとうございます。小売電気事業者として、今の11ページのPRSの関係に対して1点コメントさせていただきたいと思います。平成29年度から5年間で廃止すると。あるいは今後の5年間の義務量案として、ここに示されているとおり33年までの調達量が示されているということで、小売事業者としては予見性を持ってPRSの調達を進めるということができるといことで歓迎しております。

ただ、順次PRSの電源が今後減少していくと考えられますので、終わりのころに一番懸念

しているんですが、RPSの電源が高騰するとか、あるいは調達ができないとか、このような事態が発生しないように、RPS電源の調達環境についてはしっかりと整備をお願いしたいと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では電事連、八代さん、お願いします。

○八代オブザーバー

ありがとうございます。電事連の八代でございます。資料1に関連しまして2点ほど要望を申し上げたいと思います。1点目は、資料1の4ページ、運転開始期限の設定についてでございます。今回、新たな未稼働案件対策として、認定から運転開始までの期間に一定の期限を設定されたということにつきましては、私どもとしても全く異論はございません。

ただ、事業用太陽光の場合についてでございますが、これは期限が3年とされてございます。おおむねその3年の中で対応はできるかと思っておりますが、電力系統の工事の中にはどうしても期間が長期にわたる案件というのもこれまで経験上出ております。

したがって、こうしたことを考えますと、系統接続を希望される事業者の皆様にとりましては、運転開始期限が設定されるということになりますと、事業性に影響が及ぶケースというものもかなり想定しやすくなりますので、こうしたことを考えた経過措置の扱いを含めて、今回の制度変更の内容につきましては十分にご理解をしていただく必要があると考えております。

私どもといたしましても、系統接続にかかわるお申込み、あるいはお問い合わせに対しましては丁寧な説明を行いますし、迅速な対応に努めてまいりますけれども、まずは国におきまして、さまざまな手段を講じて幅広く周知を徹底していただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

2点目でございますが、来年4月の法施行に向けての要望についてでございます。今後、新たな認定制度の導入ですとか、送配電買取への移行といったさまざまな対応が必要になるわけでございます。準備作業などにつきましては必要な期間を十分に確保しまして、運用上支障が生じないような詳細検討を進めていく必要があると考えております。

また、今回の見直しによりまして、再エネの導入が一層実効性が上がるものというふうにしていくためにも、電力システム改革、あるいは環境対策、こういった政策間の整合がしっかりとれるということ、それから実務面などにも十分配慮された制度になるように検討を進めていただきたいと思っております。これにつきましては、法施行後も含めてふだんの検証を行って、適切な見直

しが行われるようお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

今までご発言ご希望の方、委員、オブザーバーの方から発言いただきまして、この後、事務局から、ご要望等ございましたので、今の時点で対応できるところは対応してもらいますが、どうしても言い忘れていたのでこれ言いたいということがありましたら、簡単なのは受けませんが、よろしゅうございますか。

それじゃ、残りの時間で事務局のほうから対応お願いいたします。

○松山新エネルギー対策課長

たくさんの議題内容につきまして、幅広くさまざまな指摘をいただきありがとうございます。いただいたご意見をしっかりと踏まえながら対応していきたいと思っております。

幾つかいただいた中でご説明しておかなきゃいけない話について言いますと、多くの方から減免制度の話をご指摘頂戴しました。伊藤委員、小野委員、辰巳委員、野村委員ほか、多くの方からいただきました。まさにこの減免制度も国際競争力というお話と、負担の軽減ということと、一方で省エネ努力との関係、国民の方々に説明責任をどう果たしていくのかというバランスをどうとっていくのかという観点から、今回は現行制度の修正をかけたところかと思っております。

と言いながら、きょうここで案を示せるわけでないものですから、言葉がここで尽きてしまうわけでございますが、国際競争力の観点を見ていくということと、省エネの努力をしっかりと評価していくということで、しっかりとした制度にしていきたいと思っておりますので、そのプロセスを含めまして、適時ご報告しながら物事を進めていきたいと思っております。

あと、ここは後ほど場合によってはご議論いただければと思いますが、系統事由を4ページ目の議論でさかんにご意見いただきましたが、特別扱いするかどうかというご議論、提起をいただいた委員の方がいらっしゃったかと思えます。

事務局の案としては、電力系統の事由は考慮せずに、今回の運開の期限及びその後の期間なり価格の適用ということを考えていくべきではないかという案でございます。考え方からいたしますと、そもそも調達価格、買取価格の決定の時点をどうするかと。これは新エネ小委の中でも改革小委の中でも議論がありましたけれども、運転開始の時点が本来あるべき姿ではないのかという原則論と、実際の実態としてなかなかそれだとファイナンスがつかないと。事業の実施ということを考えてときに、事業の認定時、接続契約時ということで運用を進めて、これを継続していくということを考えていきつつも、この運転開始時点との間のギャップというのをどう埋めて

いくのかと。太陽光の価格というのは下落が続いていくという、5%なり、10%なりと価格の下落が続いている現状ということを考えたときに、電力系統事由であるからという一事をもって価格に差異を設けてよいものかどうか。

結局その下落分ということが、当事者にとってみるとプラスアルファの取り分になるわけでございますし、国民負担の抑制という面からはここについては対処しなきゃいけない課題になってくるわけでございます。そういうことも念頭に対処していく必要がある。

高村委員のほうからご指摘ございましたように、みなし認定案件について言うと、接続契約をとった上で、来年の4月1日を起算点として3年ということになりますので、ものとしては系統の接続はとれていることになってまいります。あとは契約の後にどれぐらいかかるかの問題でございます。データを可能な限り整理してみたいと思っておりますが、なかなかアベイラビリティが低くて、ただ、いろいろヒアリングを尽くしてまいりましたので、大体1～2年という中で、3年というのは一つの整理なのかなと思っております。そういう意味で、運転開始時にここで移すかなかなかならない中で、現行の案でどうなのかなと思ってお提起したところでございます。さらにご意見等ありましたらいただければと思います。

あと送配電買取について、その後の引き渡しについてのインバランス処理含めて、岩船委員のほうからしっかりと検討していくべきだというご指摘を頂戴しました。ご指摘を踏まえながら、両者のバランスのとり方も念頭に、インバランスのルールづくりというのは、この委員会になるのか、電力のほうの委員会になる部分が多かろうかと思っておりますが、一緒になりながら検討を進めていくことになろうかと思っておりますので、踏まえて検討していきたいと思っております。

あと同じく岩船委員から蓄電池の話がございました。この点はほかの先生、電力の専門の先生方からご指摘頂戴していますし、我々もよく認識しております。なかなか蓄電池価格というのはそんなに下がっていない中で、実際の系統吸収ということをしたときには、系統側のほうの対処というのはより適切であり、ファーストアプローチであるということも認識しております。その中で蓄電池の量の拡大ということも意識しながら、普及促進策というのをどの程度やっていくのかと。蓄電池大前提でということで踏み込んでまいりますとなかなか難しいところがございます。

こういう中で、ゼロエネルギーハウスの補助金をやる場合も、蓄電池の上限、補助金上限というものも、従来の定置型に比べて相当かわい形になって、むしろ家としてのエネルギーの形というときに、省エネと創エネという全体のものに相対化した形になっているというふうに認識しております。余剰電力を売電するという軸を置きながら、将来的な蓄電池の可能性というのを探っていく形の政策目標を、ご指摘を踏まえながら考えていきたいと思っております。

あと電力の絡み、系統の整備、卸電力市場、容量市場、広域運用ルール、冒頭ご説明が足りておりませんでしたけれども、制度改革小委員会の中でF I T制度と電力系統の話と、さらには規制緩和、研究開発、これであるべき姿、今後の検討の方向性を一旦整理いただいたところでございます。

今それを具体化させるべく、取り組みを進めているところでございまして、ちょっときょうはその議題を一回横に置きまして、F I Tの運用と系統以外の総合対策ということでお示しましたものですから、ちょっとご不満といいますか、十分な資料はご提供できなかったと思いますが、各小委員会でおまとめいただいた、もしくは新エネ小委員会のほうでご提起いただいた論点を踏まえまして、今後それぞれの具体化を進めていきたいと思っておりますし、その結果についてはこの委員会等でタイミングを見ながらご報告してまいりたいと思っております、またご議論いただいきたいと思っております。

電力の皆様方、電事連の八代さんのほうからもしっかりとした周知広報と連携ということがございました。これもしっかりと踏まえて対応していきたいと思っておりますし、辰巳委員からございましたように、消費者の皆様方、そして電力需要家の皆様方、これはこの制度の運用のみならず、再エネの趣旨ということも含めて、広報活動、説明活動というのをしっかりと進めてまいりたいと思っております。

あと風力の関係で、工藤委員もしくは佐藤委員のほうからありましたメンテナンスなり、作業員をどうつくっていくべきか。これは太陽光のみならず風力はさらにこの産業基盤をどうつくっていくかということは協会のほうともよくご相談しながら、育成策を育てていかなきゃいけない、もしくは育てていけるのかというところで、どのような形で対応していけばいいのかということも考えていかなきゃいけないところでございまして、今後の課題かと認識しておりますので、指摘を踏まえながら対応していきたいと思っております。

あと風力協会さんのほうからアセスと認定の関係ご質問がございました。基本的には認定というプロセスと環境アセスのプロセスは切り離したいと思っております。ただ、問題は事業としての確立というところをどのタイミングで見定めることができるかと。これは接続申し込みの前倒しをしたときのものと同じでよいかどうか。このあたりもうちょっと詰めて議論する必要があるかと思っております。また個別にご相談させていただければと思っております。

その他、R P Sの電源調達環境、エネットさんのほうからご指摘いただきました点、しっかりと踏まえながら、実態を踏まえて適切な形で対処していきたいと思っております。

あと日商さんのほうから算定委員のメンバーの話、なかなか国会の人事でもございまして、難しい面はございます。ただご趣旨といたしましては、中小企業の皆様方の声をいうことをしっ

かり踏まえていけというふうを受けとめておりますので、算定委員会のほうにはしっかりとそうした情報提供をした上でご判断いただけるような環境をつくっていきたいと思っております。

取り急ぎ、私のほうからは以上でございます。

○多田電力・ガス事業部長

もう時間も過ぎておりますので、私のほうから手短に申し上げたいと思います。

まず小野委員のほうからご質問をいただきまして、容量メカニズムをどこでどう検討していくのかというところでございます。おっしゃるように調整力の確保というのは重要な課題でございまして、私どもも容量メカニズムというのはそのための政策手段の一つの選択肢というふうにして考えております。

具体的には、電力・ガス事業分科会の下に置かれました電力基本政策小委員会、こちらの場で既に検討というものは始めさせていただいているところでございます。一口に容量メカニズムといってもさまざまなバリエーションがございますし、導入している国の中でもさまざまな試行錯誤というのが行われているということでございますので、私どもとして今後、導入の是非も含めましてしっかりと検討していきたいと思っております。

それから、稚内の工藤委員のほうからご指摘をいただきました北本連系線、これ使われていないんじゃないかというご指摘でございます。たしか一度この場でもご紹介をさせていただいたと思いますが、全く利用されていないということではないと思いますが、ただ期待に対しては非常に低位に推移しているというのはそのとおりであろうかと思っております。

きょうの資料の中にも一部ありますけれども、出力制御ルールの中で連系線の活用というものを優先するとか、さまざまな取り組みもしておりますし、先ほど言及のありました4月にできました広域機関というところがしっかりやっていくことになっておりますが、私ども先ほど申し上げました電力の委員会のほうでも、この連系線の活用、今ある連系線を、ハードを増強しなくてもいかに運用できるのかということで、さまざまなルールについて現状でいいのかどうかといったことをしっかり見直しをするということに着手したところでございます。ご指摘も踏まえてしっかり考えていきたいというふうに思っております。

そのほか高村委員のほうから連系線の話もそうでございますが、卸電力市場の話、あるいは高度化法との関係等々ご指摘いただきました。電事連の八代オブザーバーからのご指摘にもつながりますが、政策間の整合性というものもしっかり考えながら、そして再生可能エネルギーの導入、それから電力システム改革の実現というふうなさまざまな方向性のあるものでございましてけれども、我々として市場の厚みを増すというところについては同じような方向性だと思っておりますので、そうした点も含めまして検討を重ねていきたいと思っております。

辰巳委員からは重ねて需要家選択の重要性ということをご指摘いただきました。そちらにつきましてさまざまな場で議論が進んでいるかと思っておりますし、現状の実績といったものについても検証を重ねながら取り組みを進めていきたいと思っております。

以上です。

○山地委員長

藤木部長はよろしいですか。

○藤木省エネルギー・新エネルギー部長

きょうは非常に熱心にご議論いただきましてありがとうございました。まずもってFIT制度、法律は改正できたわけではありますが、まず一つは大きな器はできたんだけど、これをしっかりもうちょっと網目の細かいものにしていかないといけないということで、きょういただいたご議論を踏まえてしっかりやらせていただきたいと思います。

もう一つ、器はできたけど中身は何を入れるんだということがより重要になってきていると思います。きょうの資料2のほうは、むしろ中身としてどういう再エネを入れていくのか、それがより光輝いたものになってほしいということでありまして、我々これからその2つの作業を進めていかなきゃいけないということでもありますので、引き続きいろいろお願いしたいと思っています。

ということと、あと、松山課長からも申し上げましたが、今回、日経に出ちゃいましたが、運開期限の話に関しては、今回、接続契約が取れた後、認定ということですから、そこから3年ということですので、その間に起こり得るいろんなリスクとか何とかで十分計算可能な状態になっているというふうに思っていますので、接続契約の時点で接続にどのぐらい工事に時間がかかって、それがぶれるリスクがどれぐらいあるのかというのは十分計算可能だと思いますので、ご意見はいただきましたが、余り例外規定を設けるということではないのではないかという気がしております。

それからもう1個、これは松山課長が苦しい答弁をしております蓄電池に関しては大変厳しご指摘を頂戴しております、ただ、我々、未来に向けてはやはり蓄電池の活用というのをもっとふやしていかなきゃいけない。そのためにはコストを下げるということはやらなければならないことだと思います。これは再エネをやっていくためにも必要ですし、それから省エネを進めていくためにも絶対必要な条件だと思っていますので。岩船委員から大変手厳しくお叱りをいただきましたけれども、確かに現時点では合理性がないというものを、いかに合理性を持たせていくのかと、これは再エネ全般をめぐる議論と一緒になんですけれども、それに向けて我々しっかりやっていかなきゃいけない。

ZEHに関して言えば、将来、再エネが自立化した世の中における一つのオプションであるというふうに理解していきまして、それに向けて努力をしていかないことにはオプションもオプションたり得ないということだと思いますので、そういうものだということをご理解をいただければというふうに思っています。

すみません、余計なことでございます。

○山地委員長

いえいえ、いつもになく事務局のほうから丁寧な対応をしていただきました。ただFITの見直しにしても詳細制度設計になるといろんな要素がございますし、それから中長期的な再エネ導入促進になるとますますいろいろなテーマが出てくるということで、議論は尽きないと思いますが、きょうも皆さんからいろいろ貴重な意見をいただきましてありがとうございました。

次回、両小委員会があるわけですが、その開催日時はまた事務局から別途お知らせするということでございます。

3. 閉会

○山地委員長

本日は時間も多少超過しております。以上で2つの、正確に言いましょうか、再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会、新エネルギー小委員会合同会合は閉会といたします。

どうもありがとうございました。

—了—